

不法無線局とは

不法無線局は、携帯電話、消防・救急無線、鉄道用無線などの重要な通信への妨害、合法無線局の通信への妨害、テレビ・ラジオの受信、電子機器等への障害など、社会的に大きな影響を与える可能性があります。

1 アマチュア無線機器を使用する不法無線局

不法アマチュア無線は主に 145MHz 帯、430MHz 帯の周波数を使用する不法無線局です。

正規のアマチュア無線に混信妨害を与えるほか、アマチュア無線として使用できる周波数を逸脱して運用し、消防・救急無線、鉄道用無線、警察無線などに妨害を与える場合があります。

2 不法市民ラジオ（不法CB無線）

不法市民ラジオは 27MHz 帯の周波数を使用する不法無線局です。

漁業無線などに混信妨害を与えるほか、空中線電力増幅器（ブースター）を使用した場合は、テレビ・ラジオの受信、電力系ブレーカー、電話機、コンピューターなどにも障害を与える場合があります。

3 パーソナル無線機器を使用する不法無線局

不法パーソナル無線は 900MHz 帯の周波数を使用する不法無線局です。

設備を電子的に改造したものが多く、正規のパーソナル無線に混信妨害を与えるほか、パーソナル無線として使用できる周波数を逸脱して運用し、携帯電話、防災行政無線、MCA無線などにも妨害を与える場合があります。

※ 今回摘発した事案は「1」に該当。

電波法（抜粋）

第4条（無線局の開設）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

（ただし書き以下略）

第110条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条の規定による免許（中略）がないのに、無線局を開設した者
（二号以下略）